

## 令和3年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果

### 基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守原則1-1	重点事項1-1	実施項目1-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	会員法人は、事業に関する中期的な計画（以下「中長期計画」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	① 中長期計画の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	2021年度から2030年度までの10年間の計画である中期計画策定にあたっては、8つの分野を設け、教職員によるワーキンググループによって原案を作成、その後各部所や役員と意見交換をしながら策定した。
		② 中長期計画の策定に際し、直前の中長期計画及び他の計画との関連性を明らかにする。	直前の中期事業計画（2016-2020）の数値目標に対する達成状況や、主な実施事業についての振り返りを行い、継続的な課題を精査したうえで中期計画（2021-2030）を策定した。
		③ 中長期計画に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	中期計画（2021-2030）において、教学に関する事項は「教育分野」に、人事、施設及び財務に関する事項は「経営基盤分野」に盛り込んだ。
		④ 中長期計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。	理事長を委員長とする「中期計画進捗管理委員会」を設置し、組織的に中期計画を推進する体制を整備した。
		⑤ 中長期計画の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。	中期計画に定める目標の達成に向けた単年度事業計画の策定にあたっては、中期計画進捗管理委員会及びその下部組織である分科会による審議・了承の後、評議員会における諮問を経て、理事会で最終決定している。こうしたプロセスにおいて、監査室で抽出した大学運営に関する諸リスク（顕在的リスク及び潜在的リスク）も参考にしながら、様々な視点で精査を行い、策定を進めている。
		⑥ 中長期計画の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	中期計画策定に合わせて、中期財務計画を作成した。この中で各年度の目標を定め、各年度で具体的な計画を考慮し、目標達成に必要な収入・支出を明示することにより精緻化できている。

遵守原則1-1	重点事項1-1	実施項目1-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。</p>	<p>会員法人は、事業に関する中期的な計画（以下「中長期計画」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。</p>	<p>⑦ 中長期計画において、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。</p>	<p>中期計画は、「2025年度までの目標」と、その目標に向けた具体策である「アクションプラン」を設けており、さらにアクションプラン毎に完了時期を設定している。</p>
		<p>⑧ 中長期計画に係る策定管理者（※常務理事等）と執行管理者（部所の長）を明確にする。</p>	<p>中期計画に定める、8つの分野ごとに分科会を設置し、各分野の総括責任者（2名体制）による進捗管理を行っている。また、各アクションプランに対して実施主体部所を設定し、執行管理者を明確にした。</p>
		<p>⑨ 中長期計画の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、会議体等の合議により行う。</p>	<p>中期計画は、各種会議（学部長会議、事務局部長会議等）で意見聴取を行った上で、評議員会に諮問を行い、理事会で最終決定した。</p>
		<p>⑩ 中長期計画において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中長期計画進捗管理を行う。</p>	<p>中期計画策定に際し、可能な限り数値目標を設定し、中期計画進捗管理委員会で達成状況を確認している。</p>
		<p>⑪ 中長期計画の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。</p>	<p>中期計画の内容及び進捗管理体制については、学内諸会議での説明のほか、パンフレットや動画により周知し、理解促進を図った。</p>
		<p>⑫ 外部環境の変化等により、中長期計画の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。</p>	<p>中期計画進捗管理委員会を年3回開催し計画の進捗や実績確認を行っている。委員会開催時に、必要に応じた計画の見直しを行う体制を構築している。</p>
		<p>⑬ 中長期計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。</p>	<p>中期計画の進捗状況は、中期計画に基づく単年度事業実績として事業報告書を毎年度学内外にホームページで公開している。また、直前の中期事業計画（2016-2020）は、その期間終了後に事業報告動画を学内外に公表した。</p>

## 基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守原則2-1	重点事項2-1	実施項目2-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。</p>	<p>会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。</p>	<p>① 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。</p>	<p>創立100周年に向けたビジョン「新たな知と地をデザインする大学へ—もっと意外に。もっと自由に。—」を掲げ、ビジョンの実現に向け、令和3年度から10年間で取り組むべき事項をまとめた「中期計画（2021-2030）」を策定した。</p> <p>「中期計画（2021-2030）」は、最終目標を「文理芸術融合のグローバル総合大学へ」と定め、その達成に向け、「教育」「研究」「国際化」「産学連携」「社会・地域貢献」「ダイバーシティ」「ブランディング」「経営基盤」の8分野を設けた。</p> <p>また、実行期間を、第1次アクションプラン（令和3～令和7年度）と第2次アクションプラン（令和8～令和12年度）に分け、令和12年度までの目標を19項目、令和7年度までの目標を38項目設定。さらに、令和7年度までのアクションプランを131項目設定し、取り組むべき事項を具体的に示したうえで、各年度の事業計画を策定している。</p>
		<p>② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。</p>	<p>教職員に対する同計画の周知方法は、「学内諸会議における計画（方針）の説明」、「パンフレットや動画による中期計画及び単年度事業実績の周知」、「中期計画と単年度の事業計画の位置づけ及び部所単位で策定する計画に関する説明会の開催」を行い、教職員の共通理解及び意識の醸成に努めた。また、事業計画書は学園ホームページで毎年度公表しており、学内外に発信・共有している。</p>
		<p>③ 学校法人の中長期計画や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。</p>	<p>令和3年3月24日開催の理事会において、中期計画の裏付けとなる令和3年度からの10年間の中期財務計画を定めた。この中で、本学の現状と課題を踏まえ到達目標を設定し、今後の収支の在り方(人事採用計画に基づくヒト、長期修繕計画等に基づくモノ、これらに必要なカネの配分)を定義した。今後は、この中期財務計画に基づき、効率的な経営資源の配分を行うこととした。</p>

遵守原則2-1	重点事項2-1	実施項目2-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。</p>	<p>会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。</p>	<p>④ 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。</p>	<p>ポリシーに基づくPDCAサイクルを確立し、本学学生の学びを保証することで大学の評価を高める事業計画を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完成年度を迎えた学部を中心にカリキュラムの改正を行い、R4年度から新カリキュラムを実施した。（経済学部、地域共創学部、建築都市工学部、芸術学部、国際文化学部、人間科学部）</li> <li>・ポリシーに基づくPDCAサイクルを確立し、本学学生の学びを保証するため、カリキュラム改正に伴う一部ポリシーの見直しを実施した。</li> <li>・大学院全体の3つのポリシーを策定した。</li> <li>・全体ポリシーの決定に伴い、全研究科のポリシーを見直し、文部科学省に届出した。</li> </ul>
		<p>⑤ 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同方針を学園HPで公開、入試審議会で各学部に入試判定時(特に面接、大学入学希望理由書等)に同方針との整合性に留意するよう方針を示した。この方針に基づき、全学部全学科の総合型選抜、学校推薦型選抜において、大学入学希望理由書に基づく、面接、書類審査等を行い、整合性のチェックを行っている。今後は、一般選抜における整合性のチェックによる実質化が課題となっている。</li> </ul>
		<p>⑥ 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。</p>	<p>内部質保証システムに基づき、新たに設置した「内部質保証委員会」「外部評価委員会」を経て、従前から設置している「自己点検・評価委員会」や「FD委員会」等の各種委員会への改善指示等を行うシステムを確立し、この一連のサイクルを通して、内部質保証システムを有効に機能させた。</p> <p>また、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義した上で、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを組織的かつ体系的に実施した。</p> <p>なお、新設したIR推進室と大学評価室が協働で、3つのポリシーに基づくPDCAサイクルを確立し、本学学生の学びを保証することを目的に卒業時アンケートを実施した。</p>

遵守原則2-1	重点事項2-1	実施項目2-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。</p>	<p>会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。</p>	<p>⑦ リカレト教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。</p>	<p>・部所別事業計画として「リカレト教育の充実」を掲げ、実施計画等を明確化した。その中で生涯学習の機会として、時代のニーズに沿った公開講座(教養、健康、アート等)を提供する方針を定め21講座を開講した。また、学校教員のリスキリングとして『幼稚園教諭免許法認定講習』『特別支援学校教諭免許法認定法講習』『教員免許状更新講習』等を実施し、本学において学校現場で需要の高い資格の修得を可能とした</p>
		<p>⑧ 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等の観点から、アゲミツな意義付けを明確にする。</p>	<p>・本学では国際交流の基本的な考え方(骨子)に基づき、多様な国々から外国人留学生を受入れ、日本人学生と外国人留学生が切磋琢磨して互いに成長させる教育を推進することで、グローバル社会に対応できる人材の育成に努めた。</p> <p>留学生の受け入れにおいては、留学生が卒業までに日本語能力試験N1を取得することを目指し、日本語のクラスにおいて1年次からレベル分けし、能力に応じて就職まで見据えた支援を行った。</p> <p>留学生の送り出しにおいては、交換留学制度及び学部間交流の活性化を図るため、海外協定校との連携強化及び拡充に努めた。新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延を受け、交換留学等は中止としたが協定校とのオンライン交流を開始し、国際教育の新たな展開を生み出すことができた。</p> <p>更に、国際社会の最前線で活躍するための教育プログラム「GLOBAL LEADERSHIP PROGRAM」においては、計画通りに英語による国際理解に関する授業を実施、外国人留学生と日本人学生の人材育成事業を推進した。</p>

遵守原則2-2	重点事項2-2	実施項目2-2	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。</p>	<p>会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。</p>	<p>① 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。</p>	<p>・本学中期事業計画(平成28年～32年)に基づき令和3年度部所別事業(行動)計画を学外連携課で作成し、地域連携等委員会において審議了承された。</p> <p>同計画に基づき、学生及び教職員ボランティア活動により、地域の課題解決、学生の成長を促進させ、社会貢献活動の推進及び時代のニーズに沿った公開講座等の実施を行った。コロナ禍であったため、トライアソンなどの行事の中止や受け入れ先、本学のガイドライン内容を考慮して活動を推進する必要があったが、柔軟に対応し、目標は達成した。</p>
		<p>② 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。</p>	<p>・大学近隣の自治体(福岡市東区、粕屋郡、宗像市、福津市)及び、大学近隣校区の窓口として、総務部学外連携課が対応した。</p> <p>令和3年度は各学部、部所及び学生が実施している地域貢献活動を集約するため教員情報管理システム(DMS)、地域連携情報入力URLを作成、関係者に周知した。事業計画に基づき学生及び教職員のボランティア活動を行い、地域の課題解決、学生の成長を促進させ、社会貢献活動を推進した。</p> <p>九州電力や朝倉市、宗像市などの自治体と連携し、(1)防災、(2)産業振興、(3)活力あふれるまちづくり、(4)観光地域づくりなどの分野で連携活動を実施した。</p>
		<p>③ 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。</p>	<p>・ボランティア愛好会並びに教職員及び学生有志によるボランティア活動等に取り組んだ。</p> <p>・「災害ボランティア、地域貢献ボランティア」などの派遣要請に対して、「速やかに、適切に」対応するため、「窓口の明確化、人員の配置、諸規程の整備」が必要。</p> <p>・諸規程は整備されていない。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>学則第20条第2項に「ボランティア活動等の実践学修を授業科目の履修と見なし、単位を与えることができる」ことを規定し、単位認定について定めている。</p>

遵守原則2-2	重点事項2-2	実施項目2-2	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。</p>	<p>会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。</p>	<p>④ 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。</p>	<p>・公開講座(教養、健康、アート等)は時代のニーズに沿った講座を検討し、卒業生や学外と連携して実施した。特に国内問題となっている「理科離れ」を改善することを目標とし、学内子ども理科実験教室、福岡市科学館でのクリスマスイベントを実施した。また、九州電力及び朝倉市、宗像市等の自治体と連携し、(1)防災、(2)産業振興、(3)活力あふれるまちづくり、(4)観光地域づくりなど地域の課題解決に向けた連携活動を実施した。</p>
		<p>⑤ 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。</p>	<p>各学部、部所及び学生が実施している地域貢献活動を集約するため【教員情報データベース管理システム(DMS)】教員及び各部所に協力を依頼し、地域連携情報入力URLを作成した。</p>
		<p>⑥ 自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。</p>	<p>・主に協定を締結している自治体へのイメージ調査及び大学近隣校区との意見交換会から意見聴取を実施し、教育機関、公共施設、近隣校区、行政職員、社会福祉協議会等43団体167人から回答を得た。主に大学と地域が連携した取り組みを増やしてほしいとの意見があった。また、九州電力や朝倉市、宗像市などの自治体と連携し、(1)防災、(2)産業振興、(3)活力あふれるまちづくり、(4)観光地域づくりなどの分野での連携活動を年間5回～6回程度実施した。学外連携課が主体となってこれらの活動を推進し、今後の信頼関係強化に努める。</p>

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守原則3-1	重点事項3-1	実施項目3-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するため、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。</p>	<p>会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。</p>	<p>① 『私立大学の明日の発展のために－監事監査ガイドライン－(私大連監事会議)』を参考に、監事監査基準(監事監査規程)、監事監査計画や監査報告書を策定する。</p>	<p>・『私立大学の明日の発展のために－監事監査ガイドライン－(私大連監事会議)』を参考に、監事監査規則及び監事監査基準を令和2年4月1日付で改正し施行した。</p> <p>・監事監査計画については、上記ガイドラインを参考に計画を立て、令和3年7月に理事会において報告した。</p> <p>・監査報告書については、寄附行為第15条第1項第4号及び監査規則第9条第1項に基づき、令和4年5月に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告した。</p>
		<p>② 『私立大学の明日の発展のために－監事監査ガイドライン－(私大連監事会議)』を参考に、監事監査マニュアル、監事監査調書や監事監査チェックリストの策定に努める。</p>	<p>・『私立大学の明日の発展のために－監事監査ガイドライン－(私大連監事会議)』を参考に、令和2年9月4日付で「監事監査マニュアル」を策定。同時に「監事監査調書」及び「監事監査チェックリスト」を策定し、整備を完了した。</p>
		<p>③ 常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。</p>	<p>・寄附行為第6条第1項第2号に監事を3人置くことを規定しており、現在、3人のうち2人が常勤である。</p> <p>・監事監査を支援する体制として、監査室を設置している。また、部所等においても、監事からの依頼事項に基づき、十分な情報提供を適時、適切に行った。</p>
		<p>④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。</p>	<p>・監事は、寄附行為第15条第1項第7号の規定に基づき、理事会に出席して意見を述べるのが規定されている。また、評議員会及び理事小委員会等の重要会議にも陪席しており、それぞれの会議で意見陳述することができることとしている。</p>

遵守原則3-1	重点事項3-1	実施項目3-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するため、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。</p>	<p>会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。</p>	<p>⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。</p>	<p>・実地監査(業務監査及び会計監査)においては、監事の依頼に基づき、必要な資料の提供、説明等、十分な情報を提供し、日常業務においても監事からの依頼事項に基づき、十分な情報提供を適時、適切に実施した。</p> <p>・業務監査及び会計監査時において、監査実施部所から必要な書類の提供及び説明を行った。</p>
		<p>⑥ 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。</p>	<p>・監事会は8月を除き毎月1回開催され、監事全員が出席した。</p> <p>・全ての監事会には、監査室から2名が出席しており、情報共有を図った。</p>
		<p>⑦ 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。</p>	<p>・監事と会計監査人、監査室は、本年度3回の会合を設定した。</p> <p>(監査計画概要説明、期末監査の状況報告、監査結果概要報告)</p> <p>・会合には、監査室から2名が出席し、情報共有を図った。</p>
		<p>⑧ 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。</p>	<p>・日本私立大学連盟等の研修会に参加した。</p> <p>&lt;参考意見&gt;令和2年1月より「一般社団法人大学監査協会」に入会し、監事に対する研修機会を増加させた。なお、当年度の監事研修等の実績は以下のとおり。</p> <p>学校法人監事研修会(文部科学省)①R3.9.30R2.②R4.3.23 オンライン</p> <p>監事会議(日本私立大学連盟) R3.8.25オンライン</p> <p>監査課題研究会(大学監査協会)①R3.12.20②R4.4.26</p>
		<p>⑨ 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。</p>	<p>・寄附行為第9条の規定に基づき、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとしている。</p>
<p>⑩ 監事監査の継続性を担保すべく、監事の選任時期について留意する。</p>	<p>・寄附行為第10条第1項に任期を2年とすることを規定している。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすること、同条第2項に再任されることができると、同条第3項に任期満了の後でも、後任が選任されるまでは、なお、その職務を行うことを規定している。</p>		

遵守原則3-2	重点事項3-2	実施項目3-2	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>	<p>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。</p>	<p>① 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職員に周知徹底する。</p>	<p>・法令等の遵守に係る基本方針・行動基準はコンプライアンス推進規則第1条及び第4条に規定しており、事業活動等に関連した重要法令の内容に関しては、通知等を受けた際に適宜、周知した。</p>
		<p>② 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。</p>	<p>・コンプライアンス委員会、理事小委員会及び理事会において審議若しくは報告した。 また、学園全体に周知する必要がある事項については、学部長会議、研究科長会議、短期大学部教授会、事務局部長会議及び事務室長連絡会で報告した。</p>
		<p>③ 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。</p>	<p>・学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応については、理事小委員会の議を経て、理事会に付議した。 ・役員の損害賠償責任については、寄附行為第16条、17条、18条の規定に基づきリスク管理を実施した。</p>
		<p>④ 理事等が、事業内容ごとに信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。</p>	<p>中期計画に定める目標の達成に向けた単年度事業計画の策定にあたっては、中期計画進捗管理委員会(理事長以下役員が委員)及びその下部組織である分科会による審議・了承の後、評議員会における諮問を経て、理事会で最終決定している。こうしたプロセスにおいて、監査室で抽出した大学運営に関する諸リスク(顕在的リスク及び潜在的リスク)も参考にしながら、様々な視点で精査を行い、策定を進めている。</p>
		<p>⑤ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。</p>	<p>・「職務権限規程」、「事務組織及び事務分掌に関する規程」及び各部所における業務分担表により、適切に職務を遂行する体制が整備されている。</p>

遵守原則3-2	重点事項3-2	実施項目3-2	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>	<p>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。</p>	<p>⑥ 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。</p>	<p>・「職務権限規程」、「事務組織及び事務分掌に関する規程」及び各部所における業務分担表により、明確に定められている。</p>
		<p>⑦ 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等を設置するなど、内部チェック機能を高める。</p>	<p>監査室が内部監査規程に基づき、本学園の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的に、法令、各省庁からの通達やガイドラインの対応状況及び学内規程・マニュアル等の遵守状況、更には取り組みが重要と考えられる事項について監査を実施した。</p>
		<p>⑧ 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。</p>	<p>内部監査規程に基づき、本学園の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的に、法令、各省庁からの通達やガイドラインの対応状況及び学内規程・マニュアル等の遵守状況、更には取り組みが重要と考えられる事項について監査を実施した。</p>
		<p>⑨ 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。</p>	<p>・監事と監査室(内部監査)による監事会を毎月1回定期的に開催し、監査計画及び結果報告等を行った。また、年4回監査法人(会計監査)を含む三様監査による情報共有のための報告会及び意見交換等を行った。</p>
		<p>⑩ 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。</p>	<p>理事長、常務理事(財務担当理事含む)と会計監査人との間で、年3回の情報共有を実施している。なお、令和3年度については、令和3年8月26日に監査説明会、令和4年2月24日に監査法人とのディスカッション、令和4年6月9日に監査報告会を実施した。</p>
		<p>⑪ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。</p>	<p>・法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制は、顧問弁護士との間に構築している。 また、規程の改正や契約書等の作成については、都度、顧問弁護士又は行政書士に確認している。</p>

遵守原則3-2	重点事項3-2	実施項目3-2	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>	<p>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。</p>	<p>⑫ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日)等を参考にして)内部通報に係る体制を整備する。</p>	<p>・コンプライアンス推進規則第18条の規定に基づき、通報に係る体制は既に整備されている。コンプライアンス推進規則においては通報窓口及び通報者等の保護について規程しており、HPにおいてもコンプライアンス通報システムを明示している。</p>

遵守原則3-3	重点事項3-3-1	実施項目3-3-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。</p>	<p>会員法人は、広く社会に対して、継続かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。</p>	<p>① いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。</p>	<p>「情報公開規程」を制定しており、「学園及び学校の基本情報」や「経営及び財務に関する情報」等、公開する情報を定めている。</p>
		<p>② 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。</p>	<p>寄附行為第41条及び情報公開規程第4条第1項の規定に基づき、寄附行為並びに学園及び学校の基本情報等を、学園のHP等を通じて広く社会に公開している。なお、財産目録等の閲覧の請求があった場合の受付は、規程に基づき、総務課が行うこととしている。</p>
		<p>③ 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。</p>	<p>法令に定められた財務書類等を、学園のHPを通じて公開している。</p>
		<p>④ 中長期計画、事業計画との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。</p>	<p>中期計画(2021-2030)に基づく単年度事業計画を策定しており、中期計画に定めた8分野（教育、研究、国際化、産学連携、社会・地域貢献、ダイバーシティ、ブランディング、経営基盤）の進捗・実績報告を行い、事業報告書をホームページで公表している。なお、事業報告書を毎年5月に作成し、理事会、評議員会で審議した上で、学園のHP上で学内外に公表した。</p>
		<p>⑤ 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。</p>	<p>・認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等は、全て学園のHPで公表した。</p>
		<p>⑥ 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。</p>	<p>・法令に定められるとおり、貸借対照表の脚注に学園が出資する事業会社に関する情報を掲載し、それを学園のHPを通じて情報を公開した。</p>
		<p>⑦ 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。</p>	<p>・学園のHPに「意見箱」の機能を付けており、その意見箱に届いた様々な意見について、内容を確認し、該当部所に対応を指示した。</p> <p>また、外部評価委員会を設置し、教育の質の向上を図ることを目的に自己点検・評価を行った。</p> <p>さらに協定を締結している自治体へのイメージ調査及び大学近隣校区との意見交換会からの意見聴取を実施し、教育機関、公共施設、近隣校区、行政職員、社会福祉協議会の43団体167人から意見を聴取した。</p>

遵守原則3-3	重点事項3-3-2	実施項目3-3-2	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。</p>	<p>会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。</p>	<p>① 公開する情報の包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。</p>	<p>理事会等で決定され、学園のHPで公開すべきものについては、広報課が適宜更新した。ホームページに公開している情報は、毎年度更新確認を行っており、「更新性」に留意している。また、関連する項目ごと（受験生、在学生、卒業生、一般の方等）に分類しており、包括性・継続性及び一貫性を持った情報公開を行っている。</p>
		<p>② 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。</p>	<p>本学ホームページトップページの「大学案内」に「公開情報」のページを設けており、容易に情報にアクセスできるように留意している。また、メディア向けコメントカードを作成するなど、本学の教育・研究内容について、分かりやすい情報発信に配慮している。</p>
		<p>③ 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。</p>	<p>事業報告書において、学園の事業内容をステークホルダーに対し理解していただくため、報告書では事業実施の風景や表・グラフを可能な限り用いて報告している。また、事業報告の動画を製作し、事業報告書と同時にホームページに公開している。</p>
		<p>④ とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。</p>	<p>貸借対照表をはじめ、積立率や純資産構成比率など財務比率を掲載した事業報告書を学園のHPで公表した。 なお、財務比率については、全国平均より劣っているものについて、その理由を説明した。</p>
		<p>⑤ 中長期計画並びに事業計画との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。</p>	<p>中期計画に基づく単年度事業計画の計画・進捗・実績を年3回評議員会にて諮問・報告の上、意見を求め、実績（成果）や課題等を共有している。</p>
		<p>⑥ 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。</p>	<p>情報公開において、可能な限り平易な表現の使用を行っており、大学特有の用語を使用する場合は、注釈をつけている。また、事業報告の動画を製作し、幅広いステークホルダーから理解が得られるように工夫している。</p>

## 基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。

遵守原則4-1	重点事項4-1	実施項目4-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。</p>	<p>会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。</p>	<p>① 政策を策定、管理する責任者（理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。</p>	<p>・ 寄附行為第13条及び第14条に規定している。 ・ 役員は役員心得の各項目の精神を遵守し、全教育職員、事務職員の模範となるよう心掛けることとしている。</p>
		<p>② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。</p>	<p>・ 寄附行為第6条第1項、第2項、第4項、第8項及び第8条第1項の規定に基づき、政策策定及び管理責任者の選任・解任に係る手続き等を規定し、明確にしている。</p>
		<p>③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。</p>	<p>・ 寄附行為第13条第1項、第3項、第4項、第5項及び第14条第1項に規定し、明確にしている。</p>
		<p>④ 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。</p>	<p>・ 寄附行為第15条に監事の職務、第19条に理事会、第23条に評議員会、第25条に諮問事項、第26条に評議員会からの意見具申等を規定し、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働く仕組みを構築している。</p>
		<p>⑤ 理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、ミーティングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。</p>	<p>・ 理事長、内部監査人等との間で意思疎通が図られているかについては、本学の内部監査規程により、理事長の下に監査室がおかれており、理事長の指示により、定期監査を行い、その結果を理事長に報告した。 ＜参考＞理事長とは毎年度、監査計画の報告及び学長、常務理事等を含めた意見交換会(2回開催)を通じて、適時、適切な意思疎通を実施。一方、内部監査人とは、毎月開催(8月除く)の監事会に出席のうえ、情報・意見交換を定例かつ随時に実施した。</p>
		<p>⑥ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。</p>	<p>・ 教学組織の役割・権限・責任については大学学則、大学院学則及び造形短期大学部学則及び協議会の運営に関する規程、法人組織については寄附行為に規定している。</p>

遵守原則4-1	重点事項4-1	実施項目4-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。</p>	<p>会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。</p>	<p>⑦ 政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。</p>	<p>政策の定義にもよるが、会計及び労務に関する事項は、部所単位の管理責任者が確認・承認可能なシステムを構築している。また、オンライン上で書類の申請や決裁を完結させる「電子決済」の導入に向けた試行的運用を開始した。</p>
		<p>⑧ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。</p>	<p>専任教職員が全員利用する電子メール(Active!mail)において、教職員等の情報伝達の必要性に応じた単位でのメーリングリストを生成の上、情報発信を行っている。また、RPA・AIチャット等、IT(ICT)を活用した業務変革を目的に今期に着手及び新規導入した。</p>
		<p>⑨ 理事会や常務理事会等の議決事項を明確化する。</p>	<p>・理事会決定通知書並びに理事小委員会決定通知書の発行をもって明確化している。</p>
		<p>⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。</p>	<p>・寄附行為第19条第5項及び第6項(理事会)及び同第23条第5項及び第6項(評議員会)の規定に基づき、事前に資料を送付した。 さらに、学内理事については、会議開催前に事前説明をした。</p>
		<p>⑪ 評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。</p>	<p>・評議員の定数については、寄附行為第23条第2項に29人以上37人以内の評議員をもって組織することを規定しており、本学の規模に見合う評議員数を担保している。</p>
		<p>⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等に外部人材(選任時に当該学校法人の役員、教職員でない者)を積極的に登用(理事、評議員については複数名)する。</p>	<p>・令和3年4月1日現在、理事総数14名中学外理事3名、評議員総数32名中、学外評議員は19名を登用しており、外部人材からの意見や助言を得る機会を設けている。</p>

遵守原則4-1	重点事項4-1	実施項目4-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。</p>	<p>会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。</p>	<p>⑬ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。</p>	<p>理事会(年11回)及び評議員会(年3~4回)を通じ、十分な情報共有が図られている。</p> <p>また、全国の産業界や自治体、伝統工芸など幅広い分野の有識者から、長期的な運営の在り方や教育・研究・地域連携・国際化などについて、さまざまな視点から助言を得るために「九州産業大学アドバイザーボード」を設置した。「文理芸融合」、「グローバル化」など中期計画(2021-2030)に関連するテーマや、「DX」・「ポストコロナ」・「リカレント教育」など社会環境の変化を踏まえた本学のあり方について、意見交換を行った。</p>
		<p>⑭ 理事、評議員及び監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。</p>	<p>・理事及び監事に対しては、日本私立大学連盟等の研修機会の情報を提供しているが、評議員を対象とする研修会に関する情報提供は行えていない。</p> <p>また、監事については、一般社団法人大学監査協会に加盟し、同協会が主催する研究会に参加した。</p>

遵守原則4-2	重点事項4-2-1	実施項目4-2-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。</p>	<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>	<p>① 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。</p>	<p>本学園募金事業の推進、継続寄付に繋げるための寄付者満足度向上方策の実施、寄附金推進体制の強化のため事業を実施、寄附金の活用成果が明確な「使途指定型募金(テーマ募金)」に再構築し、令和3年度の寄附金実績は目標を達成した。</p>
		<p>② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。</p>	<p>本学では寄附募集活動の推進組織として、役員、副学長及び学部長等で構成する募金推進委員会を設置しており、進捗状況に関する報告及び検討を継続的に実施している。既存の募金事業を見直し、個人寄附獲得強化のためのSNSによる卒業生等とのネットワーク構築や使途指定型募金(テーマ募金)の活用成果を紹介する取り組みを開始した。</p>
		<p>③ 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。</p>	<p>本学中期計画の重点施策(教育・研究・課外活動・国際交流・就職分野)から募金テーマを9項目選定した。募金趣意書や学園のHP等に対象事業の取組内容や寄附使途を明確に記載し寄附募集活動を実施した。</p> <p>令和3年度は本学園募金事業の推進、継続寄付に繋げるための寄付者満足度向上方策の実施、寄附金推進体制の強化のため事業を実施した。</p>
		<p>④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。</p>	<p>・本学が取り組んでいる外部資金の獲得として、重点的に「経常費等補助金」「寄附金」「科研費」他、研究費全般に対して各部所で体制を整備している。例えば金融機関との包括協定による大学研究シーズの活用、URAによる各種補助金説明会参加による情報収集等を行っている。また、産業界等からキャッチした課題(ニーズ)をテーマとした研究を推進するため、外部資金獲得状況の分析、学内共同研究の結成支援、大型研究費の応募支援、学部別・スキーム別の活性化支援、産学連携研究チームの発足支援、科研費獲得に向けた各種支援の支援を行った。</p>
		<p>⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。</p>	<p>外部資金獲得のため、産学連携支援室が「窓口」となり、以下のとおり円滑な事業運営や研究推進の体制を構築している。</p> <p>①知的財産の創出及び活用のための支援体制の強化</p> <p>②外部期間・企業との協定締結と大学研究シーズの活用、受託研究・共同研究の促進</p> <p>③産業界等からのニーズをテーマとした研究の推進</p>

遵守原則4-2	重点事項4-2-1	実施項目4-2-1	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。</p>	<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>	<p>⑥ 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。</p>	<p>・社会・地域連携、大学間連携に関する体制は、「事務分掌(事務組織及び事務分掌に関する規程第三章)」により総務部学外連携課が対応する。また、審議機関として地域連携等委員会が設置されている。</p> <p>令和3年度はコロナ禍の中、地域連携協定締結自治体や本学周辺自治体(糟屋郡、福岡市東区など)との連携に取り組んだ。また、大学間連携では、東部地域大学連携(本学、福岡女子大学、福岡工業大学)、福岡未来創造プラットフォーム(本学を含む福岡都市圏15大学、福岡市等)等の事業へ参画した。</p> <p>さらに大学と産業界が直結した産学連携を推進するために、学内のあらゆる知を結集・組織化し、産学連携センター設置を検討する取り組みを行った。なお、高大接続教育において「探究学習」の導入支援や「ICT教育」の利用を推進した。入学前教育においては入学前教育参加率・入学前課題完了率ともに100%となり、中期計画の数値目標を達成した。</p>
		<p>⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。</p>	<p>令和2年度に資金運用規程を改正し、より安全性、透明性を高めるために、有価証券等運用銘柄の信用リスクや価格変動リスクが顕在化した場合の管理ルールを規定に盛り込んだ。</p> <p>令和3年度は、この管理ルールに基づき資金運用委員会を開催し、運用中である有価証券について審議した。</p>

遵守原則4-2	重点事項4-2-2	実施項目4-2-2	実施項目に対する令和3年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。</p>	<p>会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。</p>	<p>① 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。</p>	<p>・コンプライアンス推進規則、就業規則及び危機管理規程に基づき適正に対処している。</p> <p>また、公表が必要と判断した場合は速やかに公表している。</p> <p>なお、総務部長は危機管理規程に基づき、危機が発生又は発生するおそれがある場合は、理事長の指示を受け、直ちに危機管理対策本部を設置することとしている。</p>
		<p>② 危機の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知する。</p>	<p>・危機管理規程第5条に規定している対策本部で決定した事項については、教職員及び学生等に学園のHPやポータルサイト等で周知した。</p> <p>また、危機管理マニュアルは策定しているが、現在、発生する様々な危機への対応が十分でないため、早期にマニュアルを整備し教職員及び学生等に対し周知が必要である。</p> <p>なお、行政・企業等との協定締結により、災害発生時に情報提供を受ける際の運用方法として、Microsoft Formsを活用した危機管理情報の共有や安否確認を可能とするフォーマットの作成を行った。</p>
		<p>③ 危機の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。</p>	<p>・危機管理規程及び危機管理マニュアルに基づき体制を構築している。</p>
		<p>④ 危機が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。</p>	<p>・危機管理規程第5条に規定している対策本部で決定した事項については、教職員及び学生等に学園のHPやポータルサイト等で周知した。</p> <p>また、危機管理マニュアルは策定しているが、現在、発生する様々な危機への対応が十分でないため、早期にマニュアルを整備し教職員及び学生等に対し周知が必要である。</p> <p>なお、行政・企業等との協定締結により、災害発生時に情報提供を受ける際の運用方法として、Microsoft Formsを活用した危機管理情報の共有や安否確認を可能とするフォーマットの作成を行った。</p>
		<p>⑤ 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。</p>	<p>・利用者単位でユーザID及びパスワードの設定を行い、ユーザID単位で各業務のアクセス権限を設定している。</p> <p>アクセス権限の設定及び変更は、「総合情報基盤センターシステム管理者権限運用方針」によりガイドラインを定めた上、厳格・適切に運用している。</p>
		<p>⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。</p>	<p>・「情報セキュリティ規則」に基づき、セキュリティ体制を整備のうえ、外部機関（あずさ監査法人）に資料を提示し、運用状況の検証(情報セキュリティ監査)を適切に実施している。</p>